キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△26,740,751,097
	人件費支出	△30,606,696,301
	その他の業務支出	△ 1,467,449,580
	運営費交付金収入	16,116,328,000
	授業料収入	5,130,828,858
	入学金収入	701,338,900
	検定料収入	158,776,220
	附属病院収入	33,230,987,145
	受託研究収入	2,540,678,523
	共同研究収入	505,664,113
	受託事業等収入	193,009,001
	補助金等収入	5,430,863,176
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 154,057,282
	寄附金収入	1,285,968,862
	寄附金の移し替え及び返還による支出	△ 3,081,474
	預り科学研究費補助金等の減少	△ 52,528,705
	預り金の増加	40,629,932
	その他収入	956,663,404
	業務活動によるキャッシュ・フロー	7,267,171,695
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△ 678,735,000
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 5,610,766,525
	有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	150,730
	定期預金の預入による支出	△28,000,000,000
	定期預金の払戻による収入	26,000,000,000
	施設費による収入	2,129,282,743
	資産除去債務の履行による支出	△ 115,601,600
	小計	△ 6,275,669,652
	利息及び配当金の受取額	102,521,416
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,173,148,236
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	長期借入れによる収入	397,715,000
	長期借入金の返済による支出	△ 1,199,536,000
	大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済支出	△ 295,456,379
	未払金（リース債務）の支払額	△ 708,565,503
	小計	△ 1,805,842,882
	利息の支払額	△ 71,629,857
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,877,472,739
Ⅳ	資金増加額	△ 783,449,280
Ⅴ	資金期首残高	9,547,513,816
Ⅵ	資金期末残高	8,764,064,536

利益の処分に関する書類（案）

（令和８年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益			918,271,499
	当期総利益		918,271,499	
Ⅱ	利益処分額			
	積立金		235,355,747	
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
	教育・研究・診療等事業充実積立金	682,915,752	682,915,752	918,271,499

【重要な会計方針】

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を採用しております。

また、「基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）」及び「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用し、「法人内予算におけるプロジェクト事業」に充当される運営費交付金の一部については、学長の指定に従い業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	６～47年
構築物	10～60年
機械装置	７～17年
工具器具備品	２～20年
船舶	２～５年
車両運搬具	３～９年

なお、受託研究等収入によって購入した固定資産については、令和４年度以前に取得した場合は研究期間を、令和５年度以降に取得した場合は当該研究の終了後に他の目的で使用することが困難な場合は研究期間を、他の目的で使用可能な場合は、法人税法上の耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。